

だい じ ひがしおおさか し しょうがいしゃ

## 第4次東大阪市障害者プラン

だい き ひがしおおさか し しょうがい ふく し けいかく  
第6期東大阪市障害福祉計画・

だい き ひがしおおさか し しょうがい じ ふく し けいかく  
第2期東大阪市障害児福祉計画

### わかりやすい<sup>ほん</sup>版

このわかりやすい<sup>ほん</sup>版は、「第4次<sup>だい</sup>東<sup>じ</sup>大阪<sup>ひがし</sup>市<sup>おおさか</sup>障害<sup>し</sup>者<sup>しょうがい</sup>プラン<sup>しゃ</sup>」、「第6期<sup>だい</sup>東<sup>き</sup>大阪<sup>ひがし</sup>市<sup>おおさか</sup>障<sup>し</sup>害<sup>しょうがい</sup>福祉<sup>ふく</sup>計<sup>し</sup>画<sup>けいかく</sup>・

障<sup>しょうがい</sup>害<sup>ふく</sup>福祉<sup>し</sup>計<sup>けいかく</sup>画<sup>かい</sup>・第2期<sup>だい</sup>東<sup>き</sup>大阪<sup>ひがし</sup>市<sup>おおさか</sup>障<sup>し</sup>害<sup>しょうがい</sup>児<sup>じ</sup>福祉<sup>ふく</sup>計<sup>し</sup>画<sup>けいかく</sup>」の内容<sup>ないよう</sup>について、わかりや

すく<sup>しょうがい</sup>紹介<sup>しょうかい</sup>する<sup>つ</sup>ために<sup>く</sup>作<sup>つく</sup>りました。

# 第1章 この計画のこと

## 1 計画をつくる理由

- ◆日本では、しょうがいのある人のけんりを守ったり、自分の力でくらするように、いろいろなやくそくやほうりつをつくってきました。
- ◆東大阪市では、平成10年3月から障害者プランの計画をつくり、進めてきました。
- ◆近年、しょうがいのある人を取りまくかんきょうや、せかいや日本では、しょうがいのある人のためのやくそくやほうりつが大きく変わりました。
- ◆こうした中、くにやおおさか府では、しょうがいのある人のための計画が新たにつくられました。東大阪市では、こうした動きをはんえいするため、しょうがいのある人のための取り組みを見直すことにして、この新しい計画をつくることにしました。

## 2 計画について

- ◆この計画は、3つの計画を、1つにまとめてつくっています。

### ①第4次東大阪市障害者プラン

- ・令和3（2021）年度から令和11（2029）年度の9年間にすることを書いています。この計画をつくることは、「障害者基本法」というほうりつで、必ずつくろう決まっています。

### ②第6期東大阪市障害福祉計画

- ・令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3年間にすることを書いています。この計画をつくることは、「障害者総合支援法」というほうりつで、必ずつくろう決まっています。

### ③第2期東大阪市障害児福祉計画

- ・令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3年間にすることを書いています。この計画をつくることは、「児童福祉法」というほうりつで、必ずつくろう決まっています。

## 第2章 東大阪市障害者プラン

### この計画で大切にしている 考え方

◆しょうがいのある人も、ない人も、おたがいにひとりの人として大切にされ、安心して、自分らしくいきいきと生活のできるまちづくりをすすめます。そして、次の6つのことをしていきます。

- ①しょうがいがあっても、個人のけんりを守られ、自分らしくいきいきと生活できるようにします。
- ②しょうがいのある人が、地域で安心して、いきいきと生活できるようにささえていきます。
- ③しょうがいのある人も、ない人も、いっしょに生きる社会をつくりまします。
- ④しょうがいのある人が、自由にこうどうし、社会にさんかできるようにささえていきます。
- ⑤しょうがいがあっても、さべつされないで、安心して生活できるようにします。
- ⑥しょうがいのある人が、ひつようなサービスをうけられるように、みんなでささえていきます。

## ●この計画での取り組み

1. しょうがいのある人のことを理解してもらい、おたがいのことを大切に、助けあってくらすようにします。

- ◆しょうがいのある人もない人も、いっしょに地域でくらす社会にするために、みんなに広めます。
- ◆しょうがいや、しょうがいのある人のことをみんなにもっと知ってもらい、しょうがいのある人を手助けすることが大切であることを伝えます。
- ◆しょうがいのある人がいやがることや、さべつをなくしていきます。

2. しょうがいのある人が安心してくらすために、地域全体で生活をささえるしくみをつくりま

- ◆しょうがいのある人が受けられるサービスをよくしていきます。
- ◆しょうがいのある人や家族がそうだんできるサービスをつくりま
- ◆しょうがいのある人が一生をとおして、安心して生活できるように、ささえていきます。

3. 文化やスポーツ活動の手助けをします。

- ◆しょうがいのある人がずっと学んでいけるように取り組みま
- ◆いろいろな芸術（絵をかき、音楽をきくなど）やスポーツ活動を楽しめるように手助けしま
- ◆いろいろな場所で、いろいろな活動を楽しめるように取り組みを考

4. しょうがいのある人が、地域で安心して、いきいきと生活できるように、まちをととのえていきます。

- ◆しょうがいのある人がくらしやすい住まいや、使いやすい建物をふやしていきます。
- ◆乗り物や道路などを使いやすくして、しょうがいのある人が出かけやすいバリアフリーのまちをつくりま

- ◆しょうがいのある人が生活する場所を使いやすくする手助けをみんなで取り組めます。
- ◆地震や台風などの災害が起きたとき、こまらないようにします。
- ◆しょうがいのある人が犯罪にまきこまれないようにします。

## 5. しょうがいのある人もない人も、ともに学び、育つための手助けをします。

- ◆しょうがいのある子どもがおさないころから、家族がそうだんできるようにします。
- ◆いろいろなしょうがいがあっても、できるだけみんないっしょに勉強できるようにします。
- ◆学校での勉強がわかりやすくなるように、工夫をしてひとりひとりに合った教育を受けられるようにします。

## 6. しょうがいのある人が、地域ではたらくことができるための手助けをします。

- ◆しょうがいのある人がはたらきやすくなるために、ひとりひとりにあった手助けをします。
- ◆会社ではたらくことがむずかしい人が、手助けを受けながらはたらくことができる場所を用意します。
- ◆できる作業をふやして、お給料が多くなるように手助けします。

## 7. しょうがいのある人が、健康にくらすための手助けをします。

- ◆みちかな地域での医療などのサービスをよくします。
- ◆しょうがいをわかってくれる病院をふやして、いろいろな病院が助けあえるしくみを考えます。
- ◆難病の人のための医療の取り組みをすすめます。
- ◆病気のげんいんを見つけてふせぐなど、健康づくりに取り組みます。
- ◆精神しょうがいのある人のための、医療などのサービスをよくします。

## 第3章 障害者の福祉サービスで取り組むこと

第6期 東大阪市 障害福祉計画では、令和5年度が終わるまでに、次のことができるように取り組みます。

1. しょうがいのある人が、施設から出て地域で生活する数をふやします。

- ◆施設をはなれた生活へうつる人をふやします。
- ◆施設で生活している人をへらし、地域で生活できるようにします。

2. 精神しょうがいのある人が、地域で安心して生活できるしくみをつくっていきます。

- ◆精神しょうがいのある人が地域で安心して生活できるしくみづくりを進めるため、関係する人が集まって話し合う場をつくります。

3. しょうがいのある人が、地域での生活でをささえるための中心になるところをととのえます。

- ◆しょうがいのある人が地域で安心して生活できるように、しょうがいのある人をよく知っているところでの、生活を手伝うやり方を、よりよくしていきます。

4. 会社などではたらくしょうがいのある人をふやします。

- ◆企業などに就職するしょうがいのある人をふやします。
- ◆しょうがいのある人の就職を手助けする「就労移行支援サービス」を利用する人をふやします。
- ◆企業などに就職したしょうがいのある人が、仕事を辞めずに1年以上同じ職場で働いている割合が8割以上の事業所をふやして、全体の7割以上になります。

5. しょうがいのある人がはたらいてもらえるお金をふやします。

- ◆しょうがいのある人がはたらく就労継続支援B型の事業所の工賃（もらえるお金を）を上げます。

6. しょうがいのある人にサービスを使ってもらうための計画をつくったり、しょうがいのある人がそうだんでできるしくみをよくしていきます。

- ◆基幹相談支援センターという場所が中心になって、そうだんでできるしくみをよりよくしていきます。

7. しょうがいのある人のいろいろな思いを受けとめて、よりよいサービスが使えるようにしくみをよくしていきます。

- ◆事業者がお金を請求するときに、まちがえないように教えます。
- ◆請求のまちがいをみつけるために、大阪府、ほかの市や町などと力をあわせます。
- ◆事業者に教えることについて、大阪府や同じ仕事をするほかの市の職員と、どのようにすればよくなるかを話しあいます。

## サービスをふやし、質をよくしていくための取り組み

### 訪問のサービス

- ◆しょうがいのある人の自宅を訪問して生活を手助けするサービス（ホームヘルプなど）の利用者をふやします。
- ◆しょうがいの種類やしょうがいのある人の状態に合わせて、サービスが利用できるように、サービスの質をよくします。
- ◆サービスをおこなうヘルパーなどの人が、サービスについて学ぶ機会をふやして、サービスがよくなるようにします。

- ◆サービスをおこなう人をふやし、働き続けられるようささえるしくみを充実します。

## かよ 通いのサービスやショートステイなど

- ◆しょうがいのある人が事業所に通って手助けを受けたり、働いたり、いろいろな活動をするサービス（生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型など）の利用者をふやします。
- ◆しょうがいのある人が短い期間、泊まりで手助けを受けるサービス（ショートステイ）の利用者をふやします。
- ◆医療の必要なしょうがいのある人なども利用できる事業所をふやします。
- ◆サービスに関わる人や事業所が協力して、サービスの質をよくしていくために取り組みます。
- ◆働くことを手助けするサービスの事業所では、企業などに就職するしょうがいのある人をふやしたり、工賃を上げたりできるように取り組みます。
- ◆しょうがいのある人が仕事を辞めずに働く手助けをするサービスの事業所で、利用者が定着できるように、障害者就業・生活支援センターを活用していきます。
- ◆ショートステイについては、家族の急病などで急に必要になったときでも、利用しやすいようにしくみを充実します。また、医療の必要なしょうがいのある人なども利用しやすいようにします。

## す 住まいのサービス

- ◆しょうがいのある人の住まい（グループホーム）の利用者をふやします。
- ◆グループホームは、サービスの質をよくして、重いしょうがいのある人でも利用できる場所をふやすための取り組みをします。
- ◆しょうがいのある人のいろいろな思いを受けとめて、質のよいサービスが使えるように、グループホームのサービスに関わる責任者などに研修をおこないます。



## 相談のサービス

- ◆しょうがいのある人が必要なサービスを安心して使うことができるように、相談のサービスの利用者を増やし、相談のしつみを充実します。
- ◆しょうがいのある人がサービスを使うための計画をつくる人を育て、ふやします。そのために、相談のサービスについて学ぶ機会をふやしたり、サービスに関わる人が協力して、サービスの質がよくなるようにします。
- ◆施設から出て地域で生活するしょうがいのある人をふやすため、本人や家族、施設で働く人に説明し、理解してもらうようにします。また、その後も続け生活できるように支えていきます。

## 地域での生活を支えるいろいろなサービス

- ◆しょうがいのある人の地域での生活を支えるさまざまな取り組みを充実します。これには、しょうがいのある人の権利を守るためのサービス（成年後見制度利用支援事業）や、聴覚しょうがいのある人などのコミュニケーションを手助けするサービス（意思疎通支援事業）、しょうがいのある人が日常生活に必要な用具をもらえるようにするサービス（日常生活用具等給付事業）、しょうがいのある人の外出を手助けするサービス（移動支援事業）など、いろいろなものがあります。
- ◆重いしょうがいのある人が社会に参加できるように、学校で学んだり、就職するために必要な手助けをします。

## 第4章 障害児の福祉サービスで取り組むこと

第2期東大阪市障害児福祉計画では、令和5年度が終わるまでに、次のことができるように取り組みます。

1. しょうがいのある子どもが、地域で生活し、発達することをささえるしくみをつくります。

◆児童支援発達センターなどのしょうがいのある子どもの手助けをする場所として、東大阪市立障害児支援センター「レピラ」や、児童発達支援センターとして、第一はばたき園、第二はばたき園があります。今後も、しょうがいのある子どもや、家族をささえていきます。

2. しょうがいのある子どもが、ひつようなサービスを受けたり、使うことができるようにささえていきます。

◆保育所などの訪問支援施設として、しょうがいのある子どもの手助けをする場所として、東大阪市立障害児支援センター「レピラ」や、児童発達支援センターとして、第一はばたき園、第二はばたき園があります。今後も、しょうがいのある子どもや、家族をささえていきます。

3. 発達の手助けするサービスを使うしょうがいのある子どもの数をふやします。

◆重いしょうがいのある子どもの手助けをする場所として、児童発達支援事業所が1か所、放課後等デイサービス事業所が3か所あります。今後、放課後等デイサービスを5か所にふやして、サービスをしていきます。

4. 発達しょうがいのある子どもが、地域で安心して生活できるようにするためのしくみづくりに取り組みます。

5. 発達しょうがいについて、みんなが正しく知ることができるように広めていきます。
6. 発達しょうがいのある子どもや家族の人が相談できるところがわかるよう、みんなに広めていきます。
7. しょうがいのある子どもにかかわる計画として、「第2期 東大 阪市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年3月)があります。
- ◆ 学校に行くまえの子どもに対して、保育所(園)や幼稚園、認定こども園などにおいて、保育または教育をおこないます。
  - ◆ 保育標準時間1日11時間をこえる利用について、保育所(園)・認定こども園などで、保育をおこないます。
  - ◆ 昼間家庭にいない保護者をもつ児童に対し、放課後に小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊びや、生活指導の場を提供します。
  - ◆ 公共施設や保育所(園)などの地域のみちかな場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などをおこないます。
  - ◆ さまざまな理由で育児上の困難をかかえる家庭を対象に、相談支援や育児・家事援助などをおこないます。

## 第5章 この計画の進め方

◆この計画は、東大阪市が中心になって取り組みを進めていきますが、しょうがいのある人のよりよい暮らしを支えていくためには、しょうがいのある人のみなさん自身や、しょうがいのある人へのサービスの事業所の人、地域の人など、いろいろな人が協力することが大切です。みんなで力をあわせてこの計画を進めていきます。

◆この計画をしっかりと進めていくために、この計画にかかわる人たちが集まる場所で、計画について話しあったり、しょうがいのある人のみなさんに意見を聞くなどして、計画の進み具合を点検していきます。

◆東大阪市のホームページなどを使って、この計画を広く市民に知らせていきます。しょうがいのある人のみなさんにも、いろいろな機会を利用して、この計画の内容についてお知らせしていきます。